

規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第十六条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十七条中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

様式第八号中「第8条」を「第7条」に改める。

様式第九号（一）中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

様式第九号（二）中「第8条第2項第3号」を「第7条第2項第3号」に改める。

様式第十号（一）中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

様式第十号（二）中「第8条第2項第3号」を「第7条第2項第3号」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県宅地建物取引業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。